

第7編 規制改革、非正常の正常化、政府3.0

第1章 規制改革

第1節 概観

企画調整官 規制改革法務担当官 書記官 キム・ヨンベ

1. 推進背景

現政権に入り規制改革は、国民の幸せと職場創出に向けた経済革新の最優先の国政基調となり、国民が感じる不合理な規制の改善に向けて政府各省庁の努力があった。特に、パク・クネ大統領が主宰した「結着議論」(3.20、9.3)を契機に、規制改革の必要性に対する国民の共感形態と生動感のある規制改革の雰囲気造成された。このような動きの中で、特許庁も知的財産を基盤に創造経済の具現に向けて「開かれた規制改革」に取り組んだ。歴代の全政権において規制改革を主な国政課題に定め、規制を除去するための努力をしてきたが竜頭蛇尾に終わってしまったという指摘を受けてきた。これは規制を生産する公務員が規制を廃止するか否かについて自ら決定しなければならなかったから消極的であり、また、規制を廃止することができても効果が大きくない体面を保つだけのものに止まり、国民の期待に答えられなかったというのが専門家の衆論であった。特許庁の規制改革はこのような問題意識から出発した。そして、規制改革に対する発想の転換を通して規制を生産する「公務員」でなく、規制対象者である「国民」が自ら規制改善の課題を発掘して評価できるよう推進体系を刷新し、開かれた規制改革の推進基盤を構築することからスタートした。

2. 推進内容及び成果

2014年5月に「内部規制改革委員会」の規制審査を強化するために委員会構成を既存の政府委員中心から政府委員1名だけ残し全ての委員を民間委員に改編した。また、規制改革のパラダイムを転換し規制の主体である公務員の立場でなく、規制の客体である国民の立場から規制改革に取り組むことができるよう、経済団体の役員(2名)、企業代表(2名)、教授(3名)、研究委員(2名)、弁理士(3名)等の各分野の民間専門家で構

成した「規制改革の国民陪審員団」を発足し、国民が規制を直接決定・点検・評価できるように推進体系を刷新した。5月15日に第1回目の会合を開催し、特許庁の登録規制96件について全面再検討を行い、「消滅した特許権回復のための書類提出の廃止」等の11件の規制を廃止・緩和することに決定した。また、10月20日に第2回目の会合を開催し、特許庁が取組んだ50大規制改革課題を評価して特許出願の形式要件の緩和、知的財産金融制度の改善等の4件の優秀課題を選定した。さらに、特許審査処理期間の短縮等の主な規制改革課題を実施し、「2014年を基準に1兆4,834億ウォンの経済的効果及び5,100名余りの雇用創出効果を誘発する成果を収めたものと分析された。

＜表Ⅶ－1－1＞規制改革国民陪審員団の民間委員プール

連番	氏名	所属	職位
1	ユ・ファンイク	全経連	産業本部長
2	ジョン・スボン	大韓商工会議所	調査本部長
3	ジン・ヨンウ	㈱ウンファ	代表理事
4	ミン・キョンナム	㈱セジョンイエンシ	代表理事
5	キム・ジンクック	培材大学	中小企業コンサルティング学科教授
6	イ・ヒョックウ	培材大学	行政学科教授
7	シン・ヒゴン	忠南大学	自治行政学科教授
8	イ・ジョンハン	韓国行政研究院	研究委員
9	チャ・ミスク	国土研究院	研究委員
10	キム・サムス	大韓弁理士会	副会長
11	パク・スンムン	特許法人ダレ	代表弁護士
12	ウ・ジョンギョン	金&張法律事務所	弁理士

＜表Ⅶ－1－2＞規制改革国民陪審員団の会議結果による登録規制廃止・緩和の件

NO.	規制事務名	根拠法令	所管省庁	推進状況
1	登録弁理士及び設立法人は大韓弁理士会	弁理士法第11条	産業財産	国会提出

	に義務的に加入		人材課	(2014. 12. 19)
2	弁理士登録をしたい者は登録料を納付	弁理士法第6条		
3	特許法人の設立のための最小弁理士の数	弁理士法第6条の3		
4	消滅権利回復のための手続き制限	特許法第81条の3	特許審査	完了(2014. 6. 11 公布)
5	消滅した特許権回復のために提出すべき書類	特許法施行規則第55条の2	制度課	完了(2014. 12. 30 公布)
6	特許技術情報センターを設立しようとする者は特許庁長官に登録	発明振興法第21条	政府顧客政策課	国会提出(2014. 10. 31)
7	登録された特許技術情報センターの業務停止又は登録抹消事項の規定	発明振興法第22条		
8	特許技術情報センター登録のための保有施設等の具体的な基準	発明振興法施行令第8条の5	情報顧客政策課	完了(2014. 12. 9 公布)
9	登録された特許技術情報センターの登録抹消等の行政処分基準	発明振興法施行令第8条の6		
10	権利回復資料の提出手続きの制限	デザイン保護法第84条	審査政策課	2015年改正予定
11	権利回復資料提出の提出制限の提出資料	デザイン保護法施行規則第64条		

<表Ⅶ-1-3> 規制改革国民陪審員団選定の規制改革優秀事例

課題名	改善内容
特許出願形式要件の緩和	(言語) 特許出願明細書を韓国語だけでなく英語でも作成可能 (形式) 論文内容を明細書に記載し提出しても出願日を認定

知的財産(IP)金融制度の改善	(担保貸出) 知的財産(IP) 処分手続きの明確化、簡素化 (母体ファンド) 投資対象プロジェクトに産業財産権を含む
出願人のためのポジティブ審査	予備審査制度(審査着手前に拒絶理由の説明及び補正方向の提示) 及び拒絶理由通知時に補正方向提示の制度導入
拒絶査定取消時に審判請求料の返還	審査官の拒絶査定取消時、審査対象と審判対象が同一な場合は審判請求料の返還手続きを設定

3. 評価及び発展方向

「規制改革国民陪審員団」を構成・運営し、国民のレベルに合わせ規制改革の対象を発掘し、評価まで国民が直接決定できるよう推進体系を刷新する一方、「開かれた規制改革の取組みが可能な基盤を構築したという点において評価の意義があった。今後も国民陪審員団とともに、国民の立場に立ち開かれた規制改革を持続的に取組み、国民公募制度の実施、規制改革の申告届け窓口等を活用して政策需要者中心の規制改革課題及び他省庁との協業が必要な知的財産関連の規制も発掘・改善を行い、職場の創出等の経済的波及効果が大きい規制改革の取組みに尽力する必要がある。

第2節 既存規制の減縮及び未登録規制の整備

企画調整官 規制改革法務担当官 書記官 キム・ヨンベ

1. 推進背景

大統領の新年記者会見時に(2014. 1. 16)「投資関連の規制を白紙状態から全面再検討し、必ず必要な規制でなければすべて廃止する」と述べた後、時代の状況に合わない規制は果敢に廃止することを要求した規制改革指針が作成された。また、大統領主宰で、3月20日に大統領官邸で開催された「第1回目の規制改革長官会合及び民間合同の規制改革点検会合」において、経済跳躍に向け既存の登録規制(1万5,269件)のうち、半分以上を占める経済規制(約1万1,000件)の中から年内に10%、パク・クネ政権の任期が終わるまで最小限20%を減縮することを明らかにした。このような動きのなかで、韓国特許庁も規制改革を通じて国内知的財産サービス業の育成基盤を造成し、個人、中小・中堅企業等の知的財産活用を支援して職場創出及び知的財産を基盤とする創造経済活性化に寄与する必要があった。

2. 推進内容及び成果

イ. 登録規制

国務調整室では、「規制システム改革施行指針」を通じて既存規制の減縮目標を2014年に10%、任期内に最小限20%の減縮を目標として提示した。ただし、2014年は省庁・規制の特性によって減縮目標を差等し設定するようにし、2015年以降には省庁別に自律的に減縮目標を設定するようにした。また、減縮対象の規制は全体省庁の登録規制(15,000件余り)のうち、業種規制11,000件余りを対象にした。また、規制減縮の勸奨目標値を経済関連省庁は12%、社会関連省庁は8%、秩序・安保関連省庁は4%に定めた。

＜表Ⅶ－1－4＞特許庁の年度別規制状況

年度	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年4月
件数	70	72	72	72	96

＜表Ⅶ－1－5＞法令別登録規制の現状

計	弁理士法	発明振興法	特許法	不競法	その他(デザイン、商標、実用新案)
96	44	24	10	9	9

4月当時の特許庁の登録規制は96件で、そのうちの業種規制は46件であり、政府の減縮目標値は12%であった。しかし、特許庁は、規制改革の発想の転換を通じて国民が直接減縮規制も決定できるよう12名の民間専門家で構成される「規制改革国民陪審員団」を発足し、登録規制96件について原点から再検討を行った後、経済省庁の勧奨目標値である12%の5.52件より高い17.4%の8件を減縮した。その減縮内容を調べてみると、弁理士の登録業務を弁理士会に移管し、特許技術情報センターの登録基準等の市場参入規制の撤廃、情報サービス事業者の指定基準一元化、特許権回復時の実施有無にかかわらずすべての特許発明に回復要件を拡大し、これを裏付ける書類提出の規定を廃止した。

＜表Ⅶ－1－6＞法令別登録規制の状況

NO.	規制名	改正規定	規制内容	推進状況
1	弁理士会の加入義務	弁理士法第11条	登録弁理士及び設立法人は大韓弁理士会に義務的に加入	国会提出 (2014. 12. 19)
2	登録料	弁理士法第6条	弁理士の登録をしようする者は登録料を納付	国会提出 (2014. 12. 19)
3	消滅権利の回復手続きにおける制限	特許法第81条の3第3	(消滅権利の回復要件)実施中の発明で特許料の3倍納付→発明実施有無に関係なく特許料の2倍	改正完了 (2014. 06. 11)
4	権利回復資料提出、手続き制限における	特許法施行規則代55条の2第2項	特許発明が実施中であったことを証明する書類提出	改正完了 (2014. 12. 30)

	提出書類			
5	特許技術情報センターの登録基準	発明振興法第21条第3項、第4項、第7	特許技術情報センターと産業財産権情報提供専門機関の役割重複	国会提出 (2014. 10. 31)
6	特許技術情報センターの登録抹消	発明振興法第22条	特許技術情報センターと産業財産権情報提供専門機関の役割重複	国会提出 (2014. 10. 31)
7	特許技術情報センターの登録基準	発明振興法施行令第8条の5第1項	特許技術情報センターと産業財産権情報提供専門機関の役割重複等	改正完了 (2014. 12. 09)
8	特許技術情報センターの登録抹消等の処分基準	発明振興法施行令第8条の6	特許技術情報センターと産業財産権情報提供専門機関の役割重複	改正完了 (2014. 12. 09)

また、既存規制の減縮と並行して登録規制の21.9%である21件の規制を緩和した。そのうちの国民の商標選択権を拡大するため、商標消滅後の1年間は商標登録の禁止規定を廃止し、特許法人設立の活性化のために国内他資格所有者に合わせ法人の設立要件を緩和した。また、各地域知的財産センターの自律的な運営と地域別実情に合うオーダーメイド型の知的財産サービスを提供するために地域知的財産センターの施設要件を緩和した。

＜表Ⅶ-1-7＞特許庁における既存規制緩和の状況

NO.	規制名	改正規定	規制内容	推進状況
1	法人の設立	弁理士法第6条の3	弁理士の人数要件5名 → 3名	国会提出 (2014. 12. 19)
2	弁理士会に対する監督	弁理士法第13条第1項第2項	特許庁長官は検査をする場合は第3項、7日前まで → 8日前までに緩和	国会提出 (2014. 12. 19)
3	産業財産権診断機関の指定	発明振興法第36条	第36条第2項の中で「診断実績又は類似業務経験」の文句を削除	国会提出 (2014. 12. 22)

4	産業財産権診断機関の指定要件	発明振興法施行令第19条	第19条第1号「経歴」文句削除及び第4号(診断実績等)削除	改正完了 (2014.12.09)
5	産業財産権機関の指定取消等の処分基準	発明振興法施行令第19条の2	別表8における業務停止3ヶ月→2ヶ月	改正完了 (2014.12.09)
6	研究ノート専門機関の指定基準及び取消等の処分基準	発明振興法施行令第6条の5	別表1における業務停止3ヶ月→2ヶ月	改正完了 (2014.12.09)
7	課徴金	発明振興法第60条第1項第3号	特許技術情報センター名称使用者に対する課徴金賦課削除	国会提出 (2014.12.22)
8	発明の評価機関の指定要件	発明振興法施行令第12条	第12条第2項第3号の「経歴」文句削除及び第3号(評価実績等)削除	改正完了 (2014.12.09)
9	発明の評価機関指定取消等の処分基準	発明振興法施行令第14条	別表7における業務停止3ヶ月→2ヶ月	改正完了 (2014.12.09)
10	産業財産権サービス業専門機関の指定基準及び取消等の処分基準	発明振興法施行令第19条の5	別表9における業務停止3ヶ月→2ヶ月	改正完了 (2014.12.09)
11	地域知的財産センター登録基準等	発明振興法施行令第9条第1項、第2項	別表5第3号(コンピュータ)要件削除	改正完了 (2014.12.09)
12	地域知的財産センターの登録抹消等の処分基準	発明振興法施行令第9条の3	別表6における業務停止3ヶ月→2ヶ月	改正完了 (2014.12.09)
13	産業財産権情報提供専門機関の指定取消等の処分基準	発明振興法施行令第8条の4	別表2における業務停止3ヶ月→2ヶ月	改正完了 (2014.12.09)
14	産業財産権保護専門機関の指定基準及び取消等の処分基準	発明振興法施行令第28条、第28条の2、第8条の4	別表10における業務停止3ヶ月→2ヶ月	改正完了 (2014.12.09)
15	不正競争防止及び営業	不正競争防止及び営業	課徴金値下げ	改正完了

	秘密保護事業委託機関 指定に関する要領	秘密保護に関する法律 施行令第6条		(2014.12.09)
16	不正競争防止及び営業 秘密保護事業委託機関 指定に関する要領	不正競争防止及び営業 秘密保護事業委託機関 指定に関する要領 第2 条	第2条の委託機関指定要件のうち の「コンピュータ5台」に要件緩和	改正完了 (2014.10.28)
17	原本証明機関の指定取 消等の処分基準	不正競争防止及び営業 秘密保護に関する法律 施行令第 3条の5な いし第3条の7	別表2における業務停止3ヶ月→2 ヶ月	改正完了 (2014.12.09)

さらに、すべての登録規制に対し2014年内に30%、任期内に50%の日没設定を目標に経済関連省庁は33%、社会関連省庁は27%、秩序・安保関連省庁は20%の勧奨目標値を提示した。特許庁においても既存の登録規制に対し政府の勧奨目標値33%(32件)より高い39.6%の38件に対し日没を設定し2～3年毎に実績又は類似業務経験関連の進入規制を減縮又は緩和を再検討できるよう根拠を構築した。

<表VII-1-8> 特許庁における既存規制日没設定の状況

区分	規制名	区分	日没設定対象法令	設定類型	期限
1	特許法人(有限)の出資制限及び損害賠償準備金積立	新規	弁理士法施行令第16条の3、4	再検討	2
2	弁理士業務開始時の登録義務	新規	弁理士法第5条第1項	再検討	3
3	登録拒否	新規	弁理士法第5条の2第1項、第2項	再検討	3
4	登録の取消	新規	弁理士法第5条の3	再検討	3
5	欠格事由	新規	弁理士法第4条	再検討	3
6	弁理士会の設立及び会則認可	新規	弁理士法第9条、第10条	再検討	3
7	弁理士会に対する監督	新規	弁理士法第13条	再検討	3
8	大韓弁理士会の組織	新規	弁理士法施行令第17条	再検討	2
9	大韓弁理士会の役員	新規	弁理士法施行令第17条の2	再検討	2

10	退官弁理士会会則の記載事項	新規	弁理士法施行令第17条の3	再検討	2
11	事務所設置	新規	弁理士法第6条の2	再検討	3
12	事務所設置数の制限	新規	弁理士法施行令第13条	再検討	2
13	産業財産権診断機関の指定	新規	発明振興法第36条	再検討	3
14	産業財産権診断機関の指定要件	新規	発明振興法施行令第19条	再検討	2
15	産業財産権診断機関の取消要件	新規	発明振興法第37条	再検討	3
16	産業財産権診断機関の指定取消等の処分基準	新規	発明振興法施行令第19条の2	再検討	2
17	研究ノート専門機関の指定基準及び取消等の処分基準	新規	発明振興法施行令第6条の5	再検討	2
18	課徴金	新規	発明振興法施行令第30条	効力喪失型	1
19	発明評価機関の指定	新規	発明振興法第28条	再検討	3
20	発明評価機関の指定要件	新規	発明振興法施行令第12条	再検討	2
21	発明評価機関の指定取消	新規	発明振興法第31条	再検討	3
22	発明評価機関の指定取消等の処分基準	新規	発明振興法施行令第14条	再検討	2
23	職務発明の承継可否通知機関	新規	発明振興法施行令第7条	再検討	2
24	産業財産権サービス業専門機関の指定基準及び取消等の処分基準	新規	発明振興法施行令第19条の5	再検討	3
25	地域知的財産センターの登録	新規	発明振興法第23条第3項、第4項、第5項	再検討	3
26	地域知的財産センター登録抹消	新規	発明振興法第24条	再検討	3
27	地域知的財産センターの登録抹消等の処分基準	新規	発明振興法施行令第9条の3	再検討	2
28	産業財産権情報提供専門機関の指定取消等の処分基準	新規	発明振興法施行令第8条の4	再検討	2
29	産業財産権保護専門機関の指定基準及び取消等の処分基準	新規	発明振興法施行令第28条、第28条の2	再検討	2
30	国際出願方式の制限	新規	デザイン保護法施行規則第90条	再検討	3

31	営業秘密侵害行為の禁止又は予防請求権行使期間の制限	新規	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第14条	再検討	3
32	不正競争行為者に対する取締(調査)及び課徴金の賦課	新規	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第7条、第20条	再検討	3
33	原本証明機関指定基準・手続き及び遵守事項	新規	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律施行令第3条の2ないし第3条の4	再検討	2
34	原本証明機関に対する是正命令, 業務停止、指定取消等	新規	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第9条の4第1、2、6項	再検討	3
35	原本証明機関の指定取消等の処分基準	新規	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律施行令第3条の5ないし第3条の7	再検討	2
36	原本証明機関に登録された電子指紋及び関連情報の滅失と毀損防止	新規	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律第9条の7第1項	再検討	3
37	特許技術情報センターの登録抹消等の行政処分基準	新規	発明振興法施行令第8条の6	効力喪失型	1
38	特許技術情報センターの登録基準	既設定	発明振興法施行令第8条の5	再検討	2

ロ. 未登録規制

国務調整室は未登録規制の整備指針に、法令・行政規則の未登録規制整備のために省庁の自発的な申告、国民申告、実態調査等を通じて発掘・整備に取り組む計画であることを示達した。

これに対し特許庁では所管189個*の法令・行政規則について全体調査を行い、45件の未登録規制を発掘し、各所管部署に協力を得て廃止(緩和)・上方立法等の整備可能な7件を発掘し整備を行い、発明の評価機関、産業財産権情報提供の専門機関、商標デザイン専門調査機関等の知的財産サービス業の指定要件である人的基準、電算装備

等の参入障壁を解消して知的財産サービス業の活性化に寄与した。

* 法律8件、施行令・施行規則20件、行政規則(訓令・例規・告示)161件

<表Ⅶ-1-9> 特許庁の未登録規制整備の状況

NO.	規制事務名	改正法令	完了可否	完了時期
1	産業財産権情報提供の専門機関指定	産業財産権情報提供専門機関指定及び運営に関する規程	完了	14. 7
2	専門調査機関指定計画公告及び指定申請	商標・デザイン専門調査機関の指定及び運営に関する要領	完了	14. 10
3	専門調査機関指定計画公告及び指定申請	商標・デザイン専門調査機関の指定及び運営に関する要領	完了	14. 10
4	複数で指定された専門調査機関の捜査物量割当	商標・デザイン専門調査機関の指定及び運営に関する要領	完了	14. 10
5	発明の評価機関指定基準	発明振興事業の運営要領	完了	14. 11
6	評価機関の指定取消	発明振興事業の運営要領	完了	14. 11
7	先行技術調査専門機関指定の取消	先行技術調査専門機関の指定及び運営と先行技術調査事業管理等に関する告示	完了	14. 12

3. 評価及び発展方向

既存の登録規制について国務調整室の勸奨目標である規制減縮12%、日没設定33%以上を目標に設定し規制改革の課題を充実に履行した。また、未登録規制についても特許庁所管の189の法令・行政規則を全体調査を行い、45件の未登録規制を発掘し知的財産サービス業の参入規制を廃止し、潜在力を有した新規業者のサービス業進出を支援した。今後も職場の創出、投資活性化等の経済的波及効果が大きく、国民又は企業の体感度の高い課題を発掘・整備し、知的財産基盤の創造経済具現に向けて努力する必要がある。

第3節 核心規制の改善

企画調整官 規制改革法務担当官 書記官 キム・ヨンベ

1. 推進背景

国務調整室の「規制システム改革施行指針」において、既存の規制に対する整備の一環として総合課題を中心に、職場の創出・投資促進等の経済的波及効果が大きく、国民負担の軽減側面において体感度が高い課題を核心課題として選定し、2014年内に完了を目標に31の省庁の規制減縮対象機関と自律推進機関の中で希望する省庁を対象機関として取組んだ。

2. 推進内容及び成果

特許庁では創造企業の育成、国民負担の軽減、知的財産サービス業の育成及び職場創出等が期待される3つの核心課題と、これを具体化する10の細部課題を選定し取組んだ。各々の核心課題を調べてみると、次のようになる。

第一に、核心課題として知的財産金融、サービス業の活性化の問題となる規定改正及び特許出願制度を改善し、優秀な知的財産権を保有する創造企業の事業化促進を目標に、「知的財産基盤の創造企業育成」を選定した。そして、それを具体化する細部課題は、①特許出願審査制度の改善(特許出願公知例外主張要件の緩和)、②手数料体系の改善(登録料未納時の加算金額引下げ)、③知的財産金融制度の改善(知的財産投資ファンドの造成、知的財産権特性化評価モジュールに関する規定の新設、担保知的財産処分のための権利移転手続きの簡素化)、④知的財産サービス業育成のための制度改善(知的財産サービス業特殊分類の制定、無形財産賃貸業租税特例制限法の減免業種反映)を実施し、知的財産基盤の創造企業育成基盤造成に努力した。

第二に、核心課題として知的財産創出、活用、保護分野における規制改革を通じて国内企業の知的財産競争力と知的財産によって企業成長の牽引を目標に「企業しやす

い知的財産環境造成」を選定した。その細部課題は、①知的財産創出分野の制度改善（使用による識別力認定要件の緩和、特許出願形式要件の緩和、ポジティブ及び一括審査の実施、デザイン出願手続きの改善）、②知的財産活用分野の制度改善（商標専門調査機関指定要件の緩和、中小企業等の特許手数料減免）、③知的財産保護分野の制度改善（特許侵害損害賠償制度の改善、産業財産権紛争造成対象の拡大）を実施し、2の細部課題は完了したが特許侵害損害賠償制度の改善内容を含む特許法改正案は、代表発議議員変更等により国会提出が2015年2月に遅延された。

第三に、核心課題として政府所有の知的財産権を中心に帰属制度改善を通じて政府事業成果の民間活用に取り組み、職場創出等の経済活力向上を目標に、「政府研究成果の民間活用促進のための知的財産権帰属制度改善」を選定した。その細部課題は、①政府事業の知的財産権成果の民間活用促進（政府、公共研究機関所有特許の民間移転基準の緩和、国防研究開発知的財産権の成果に対する民間活用の拡大）、②政府事業創出知的財産権の開発者帰属拡大（政府事業において発生した知的財産権を政府所有中心から開発者所有に転換）、③知的財産権帰属法令の統一化及び国際共同研究時の帰属基準の設置（知的財産権帰属法令の統一化、国際共同研究時の基準設置）に取り組み1つの細部課題は完了したが、2つの細部課題は協議後に法令改正手続きを行う予定である。

<表VII-1-10>特許庁における重大規制の状況

重大課題名	細部課題名	完了可否	関連省庁
1. 知的財産基盤 創造企業育成の ための規制改善 方策	(1-1) 特許出願、審査制度の改善	完了	-
	(1-2) 手数料体系の改善	完了	企画財政部
	(1-3) 知的財産金融制度の改善	完了	産業通商資源部、中小企業庁
	(1-4) 知的財産サービスの育成	完了	国家知識財産委員会、文化体育観光部、統計庁
2. 企業しやすい	(2-1) 知的財産創出分野の制度改善	完了	法務部、企画財政部

知的財産環境造成のための規制改善方策	(2-2) 知的財産活用分野の制度改善	完了	企画財政部、産業通商資源部、中小企業庁
	(2-3) 知的財産保護分野の制度改善	部分完了	裁判所、法務部
3. 政府研究成果の民間活用促進のための知的財産権帰属制度の改善方策	(3-1) 政府知的財産権成果の民間活用促進	部分完了	産業通商資源部、防衛事業庁
	(3-2) 知的財産権の開発者帰属拡大	完了	企画財政部、未来創造科学部
	(3-3) 知的財産権帰属法令の統一化等	部分完了	企画財政部、未来創造科学部、産業通商資源部

3. 評価及び発展方向

特許庁は核心規制改善を通じて民間中心の知的財産金融活性化の制度改善と知的財産サービス産業特殊分類を制定して知的財産サービス業の体系的な育成基盤を造成し、個人、中小企業等の手数料負担を緩和して国民の負担を減らし、公共特許の民間活用促進のために公共特許所有制度の改善策を第36回目の経済関係長官会合(2014. 11. 19)において確定・発表する成果を導出した。今後も投資、職場創出及び企業活動の隘路と関連する核心規制を持続的に発掘して迅速に整備することによって経済革新を阻害する問題点を解消する予定である。

第2章 非正常の正常化

第1節 概観

企画調整官 創造行政担当官 書記官 オム・キフン

1. 推進背景及び概要

韓国政府は国務調整室の主管で、過去から持続してきた間違った慣行と非理、不正腐敗を正すために「非正常の正常化」に取り組んでいる。「非正常の正常化」とは、韓国社会に根強く残っている不正腐敗、不条理、不法、便法等の「非正常」を正すことにより法と原則が正しくなり、透明で効率的な国家と社会をつくり、社会的資本が蓄積した「正常」を具現することによって「基本が正しい大韓民国」をつくりあげることが現政府の国政運営方向である。

国務調整室は「非正常の正常化」の取組みのため、①国民の日常生活において遭遇する非正常、②国民の情緒と常識に反する非正常、③過去から持続してきた非理・不正腐敗、④古い制度と手続き等の基準をつくり全省庁を対象に推進課題を発掘して第1回目の正常化課題80件を確定・発表(2013年12月)した。

その後、2014年4月にセウォル号事故等の大型安全事故が発生し、2013年以降の産業災害死亡率がOECDにおいて最高水準に至り、国家安全体系を画期的に改善すべきだという意見が高まり、政府は非正常の正常化の2回目の課題を選定した。2014年8月に確定された2回目の課題は、安全現場、安全行政、安全意識等の3大類型の国民安全分野を中心に、既存9分野に新規課題を追加し計150課題で構成された。これに特許庁単独課題である「正常的な商標使用のための商標ブローカ根絶」と特許庁・関税庁の共同課題である「不法輸入・模倣品・食べ物安全の強化」が新規に2回目の課題に含まれた。

特許庁は国務調整室の第2回目の正常化課題に含まれた2つの課題以外にも、政府レ

ベルの努力に賛同し内部的に80の課題(特許庁30件、韓国発明振興会等6の傘下機関50件)を選定して、知的財産分野の間違った慣行と制度、非理と不正腐敗の解消を通じて知的財産分野の正常化を先導している。

また、「非正常の正常化」の効率的な遂行のために教授、弁理士等の外部の知的財産専門家と推進課題を担当した特許庁内部の委員が共同で参加した「特許庁非正常の正常化推進協議会」を構成して推進課題の選定から履行点検、対応方策の検討等の正常化推進全般を管理する協議体及び民間諮問機構としての役割を果たし、非正常の正常化を体系的に取り組むための基盤を構築した。

2. 推進内容及び成果

イ. 「非正常の正常化」の推進内容

特許庁は知的財産分野の国民生活と密接し、政策需要者が皮膚で感じ取れる正常化課題発掘のため、政策顧客を対象に「非正常の正常化提案公募(2014年5月)を実施し、審査・審判・出願・登録、知的財産創出・保護・活用、正常化、顧客中心のサービス等の行政全般、法律及び制度に関する非正常的な慣行等、特許庁の知的財産政策全般にわたる意見を受入れ、特許庁内部及び傘下機関の内部で新規課題の選定に反映した。

<表Ⅶ-2-1> 2014年特許庁非正常の正常化に係る提案公募

0	期間：2014年 5.1～5.31(1ヶ月)
0	参加資格：出願人、権利者、弁理士、特許庁公務員、関連団体・協会、専門家等だれでも
0	提案対象：特許・実用新案・商標・デザイン関連の審査・審判・出願・登録、知的財産創出・保護・活用、情報化、顧客中心のサービス等行政全般、法律及び制度関連の非正常的慣行
0	審査基準：次のような基準を一つ以上満たすこと。 －(不便性) 特別な理由がなく出願人及び代理人等の国民に不便をもたらす。

- －(非常識性) 国民情緒と常識に合わない非正常的慣行及び制度
 - －(不正腐敗) 容易に腐敗関連性を認識難く改善が困難な事項
- 過去に固着し現時代の流れを反映することができず社会発展の問題となる制度及び慣行
- 0 提案方法：特許庁ホームページ「国民の提案」、KOASIS「創意提案」

一方、省庁全体において初めて「非正常の正常化コンテスト(2014年7月)」を開催し、特許庁の13課題、傘下機関の12課題を本選の事例として発掘した。その中で公正な商標の使用秩序確立のための商標ブローカー根絶、国有特許権実施料算定基準の改善等の5課題を優秀事例に選定して褒賞することによって、非正常の正常化に対する関心を誘導でき、正常化取組みの必要性を共有する機会となった。

<図VII-2-1>非正常の正常化・政府3.0コンテスト



<表VII-2-2>非正常の正常化コンテストにおける優秀事例

課題名	機関	備考
公正な商標の使用秩序確立のための商標ブローカー	商標審査政策課	最優秀
年次料案内サービス慣行の改善	登録課	優秀
国有特許権実施料算定基準の改善	発明振興会	優秀
ソウル事務所送達箱を利用した文書送達プロセスの改善	審判政策課	奨励
申請書類受け付けに対する顧客便宜の提供	特許審査制度課	奨励

このような過程を経て特許庁は計30の内部取組み課題を最終確定し、課題性格により不公正慣行の改善、不均等慣行の改善、国民安全の確保、古い制度及び手続きの改善、国民の不便をもたらす慣行改善等の5つのカテゴリに区分して効率的に管理した。

<図Ⅶ-2-2>2014年特許庁における「非正常の正常化」の取組み課題



ロ. 「非正常の正常化」取組みの成果

1) 不公正慣行の改善

商標ブローカによる不公正な商標制度の慣行を根絶するために不正目的の出願拒絶を強化して商標法の改正を行い、商標ブローカの被害相談センターを開設・運営して商標ブローカ根絶のための統合的・全周期的対策を策定して施行した。また、オンライン上における模倣品不法販売及び流通に対する取締りを強化して不法模倣品販売流通サイト5,802件を封鎖する等、不公正な模倣品流通行為に対する監視を強化した。この他にも特許侵害抑制の実効性を高めるために特許侵害訴訟賠償額の現実化及び被告の侵害立証緩和等の内容を含む特許法改正を実施し、不使用取消審判請求人適格の拡大等、商標使用秩序の改善のための商標法改正案も国会に提出している。

2) 不平等慣行の改善

これまでは大学在学生の場合は出願料、審査請求料等の特許手数料を100%免除した反面、大学在学生でない青年はこれに該当する減免優遇を受けることができず、同じ歳であったのにも係わらず大学の在学可否によって優遇の差があった。しかし、特許料等の徴収規則の改正を通じて学歴と関係なく満19歳以上から満30歳未満の青年はだれでも85%の手数料の減免を受けることができるよう制度を改善して学歴による不平等を解消した。また、発明の評価機関、商標専門調査機関及び産業財産権機関等の指定において、新規企業の参入障壁として作用した業務経験等の条件を削除又は緩和して新規機関が事由に市場参入を行い公正に競争できる基盤を整えた。

3) 国民安全の確保

最近、成分が不明確な医薬品、安全性が検証されていない電気製品等、国民の生活に密接した有害模倣品が氾濫し、国民の健康と安全に深刻な脅威となっている。このような問題を解決するために警察庁・関税庁・自治体等の関連機関と緊密な協議体系を構築し、企画捜査を強化した結果、模倣品事犯86名を刑事立件して1,081千点の模倣品を押収する等、有害な模倣品から国民を保護するにあたり大きな成果を収めた。一方、最近日本大地震等の災難による危機状況の発生憂慮が高くなるにつれ、特許微生物の寄託機関、国際知識財産研修院等の非常時の安全体系を点検して体系的に対応できる体系構築のため、危機管理マニュアルを制定して定期的な安全教育・訓練を行い、

国民に対する安全性を高めた。

4) 古い制度及び手続きの改善

PCT(特許協力条約: PATENT COOPERATION TREATY) 国際出願の場合、PCT規則第51の2.3により国内要件の充足のための期間を2ヶ月以上付与しなければならないが、韓国は国内法令により1ヶ月の補正期間を適用しており、書類発給要請及び受領まで長期間が所要され外国出願人には国内段階侵入の書面を補正するにあたり多少困難があった。これを鑑み国内段階侵入書面の瑕疵補正要求に対する出願人の対応期間を2ヶ月に延長する特許法施行規則を改正し、国際基準に符合する制度に改善した。この他にも審判請求取下げ時に審判請求料の一部返還、指定商品別の権利範囲確認審判制度の導入等、現状を反映してない制度及び手続きを改善するために関連法令改正に取り組んだ。

5) 国民に不便をもたらす慣行の改善

従来は特許出願日の認定を受けるためには必ず定まった出願形式で提出しなければならず、特許出願書類は韓国語のみで作成しなければならない等の形式的手続きがめんどろであった。アイデアを持っていても出願まで長期間が所要され特許出願日を定めるのが苦衷であった。こういった不便を解消するために特許法を改正し、定まった形式でなくても研究ノート等の完成した「アイデア説明資料」のみでも特許出願が可能となり、韓国語でない英語でも特許出願ができるように改善した。また、出願人コードが付与された者だけに発給された登録原簿の発給対象を利害関係者等に拡大する等、政策顧客に対する便宜を図った。この他にも、特許料未納による権利回復手続きを簡素化、デザイン図面の提出要件緩和等、これまで出願人の負担となっていた不便な慣行を大幅に手を加え改善した。

3. 評価及び発展方向

特許庁及び傘下機関の「2014年非正常の正常化」に対する取組み履行点検の結果、特許庁内部30課題、韓国発明振興会等6の傘下機関の50課題の中で、法律の改正等の

継続的に取り組む必要がある一部の課題を除いてはすべて正常に取り組みを完了した。

ただし、完了した課題であっても安全等の内在化が必要な課題は、継続的に取り組む必要がある課題と一緒に2015年にも持続的に取り組み、既に完了して終了した課題も定期的にモニターリングを行い、正常化の成果が安定的に定着できるように継続して管理する計画だ。

新規課題発掘においても国民情緒に合わせ、国民が直接体感できる課題発掘のために公募の提案、競合大会等の民間に対する意見収集の機会を拡大し、需要者中心の課題発掘のために一層努力を傾ける予定である。特に傘下機関の場合は、2014年は負債減縮等の内部効果が大きい課題が多かったが、2015年からは正常化の効果が外部に拡大できるよう外部の政策顧客の意見を積極的に収斂する予定である。

さらに、韓国発明振興会等の傘下機関だけでなく知的財産関連の協会、地域知的財産センター等の関連機関の参加を督促し、非正常の正常化の成果に対する積極的な広報を通じて国民によって正常化に対する取り組みの必要性を共感し、自発的な参加動機を付与して漸進的に非正常の正常化を民間に拡大させていく計画である。

第2節 正常的な商標使用のため商標ブローカの根絶

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 キム・ヘスク

1. 推進背景及び概要

「商標ブローカ」とは、自分の商品又はサービス業に使用する目的で商標を出願するのではなく、登録を受けた商標権を根拠に他の者に商標使用料又は商標移転に伴う合意金を要求する等、不正な目的で商標を出願する者を意味する。最近このような商標ブローカにより小商工人等の善良な商標使用者の被害が急増している。

商標ブローカによる被害事例は、零細小商工人から大企業に至るまで被害問題が深刻となっている。商標ブローカは主に未登録の有名な商標、TVプログラムの主題、芸能人の名称、小商工人が商号としてよく使用する未登録商標、新設法人の名称等を冒認出願し登録を受けた後、本当の商標使用者に逆に合意金を要求して営業を妨害する。これに止まらず、商標ブローカの無分別な出願は商標登録出願の趨勢を歪曲し、商標ブローカの大半は、出願を取下げるか登録を放棄していることから審査等において不必要な行政力の浪費を招いている。

<表Ⅶ-2-3>商標ブローカの出願類型及び事例

商標類型	出願事例
有名な芸能人の名称	2NE1、ビックバン、東方神起、カンホドン、クッチニ等
有名な放送プログラム	1泊2日、ハッピーサンデー、マパド、ワンガビ、デチャンクム、男の資格等
国内外の有名商標の模倣	アバンテ、Twitter、グーグル、TOYOTA、ヘジス、カカオトク、ハイディンク等
先使用商号の模倣	イースター航空、LNS METAL、製薬会社薬品ブランド等
識別力のない標章	江南スタイル、#、=、ID、@、3.4、3.0、Sex.com、

	%、.kr 等
--	---------

特許庁が出願商標を審査する過程において発見したか、又は苦情窓口やマスコミ報道等を通じて把握している商標ブローカの数に2014年末を基準で35名に過ぎないが、ブローカー一人当たりの平均商標登録出願件数は586件に上る。

このような出願件数は韓国の中堅企業の平均商標登録件数である400件余りを上回る数値であり、商標ブローカの出願が実使用に基盤しているものではなく、不当な利益の追求にあるという事実を統計的に裏付けているのである。

<表VII-2-4> 特許庁管理の商標ブローカ商標登録出願の状況(2014年12月の累計基準)

区分	審査中	登録件数	拒絶件数	出願放棄	合計
出願件数	1,623	1,254	2,066	15,567	20,510

<表VII-2-5> 中堅企業の平均商標登録件数(2014年12月の累計基準)

中堅企業	KYOWON	OTTOGI	WOJIN	DAEKYO	KUMKANG	GS
登録件数	398	408	397	422	400	420

特許庁は「商標ブローカ行為」という非正常的慣行を正常化にし、商標ブローカによる被害を防止するため、2014年から商標ブローカの出願についての拒絶を強化して商標法を改正する等の多様な商標ブローカの根絶政策に取り組んできた。

2. 主要内容及び成果

イ. 商標ブローカの商標権登録防止のための職権調査の強化及び実態把握

特許庁は出願履歴、苦情窓口、マスコミ等を通じて持続的に商標ブローカに対する

実態把握を行い、毎月商標ブローカリストをアップデートし、ブローカの商標登録出願について特別な管理を行い、不正目的の商標ブローカ出願商標の登録を徹底的に防止してきた。また、商標ブローカの商標登録出願だけでなく、すべての出願商標に対し審査官が職権で商標の使用実態を調査できるようにし、既に使用中の他の者の商標を先占して不当な利益を得ようとする等の不正な目的で出願していないかどうかを厳格に審査するよう審査指針をつくって施行してきている。その結果、商標ブローカを含む不正な目的で出願した商標に対する拒絶件数が大幅に増加し、商標ブローカの認識を変化させ、2013年の商標ブローカリスト(28名)に含まれる5名の場合は、2014年に1件も出願しなかった。

また、不正な目的で拒絶された商標に対する不服審判率が前年対比2.0%p(2013年5.5%、2014年3.5%)減少しており、非正常的な商標出願に対する異議申し立て件数も同じく前年対比20%減少(2013年2,291件、2014年1,824件)する等の不必要な行政力の浪費を防ぎ紛争を予防する効果もあった。

ロ. 商標ブローカ根絶のための商標法改正の取組み

1) 著名商標の希薄化防止条項の新設

従前は著名商標の名声を損傷したり識別力を弱化させる商標の登録を阻止できる規定がなかったが、商標法を改正して著名な他人の商品や営業と混同を引き起こし、識別力・名声を弱化又は損傷させる恐れがある商標の登録を防止できる条項を新設した。

代表的な商標ブローカ類型の一つとして、有名な商標と関連がなさそうに見える商品に商標登録を受けた後、商標権者の有名度に便乗したり、不当な商標権を行使する行為により多数に対し被害を与えることが挙げられる。著名商標の希薄化防止条項は、商品の同一類似と関係なく、商標の名声を損傷したり識別力を悪化させる可能性がある出願商標に対し登録を拒絶するものであるため、このような商標ブローカの行為を効果的に遮断できるものと予想している。

2) 信義則に反する商標登録出願の防止規定新設

商標法改正前には、国内において商標の使用を準備中である者と業務上取引関係等においてそのことを知った者が、正当は権原もないのに同一の商標を先に出願した場合、その登録を防止する規定はなかった。そこで商標法を改正し商標登録出願の過程において、社会的妥当性が顕著に欠如した場合にその登録を拒絶できる根拠条項を新設した。社会的妥当性が顕著に欠如した場合とは、同業関係にあった者の中で一部個人が他の同業者の許諾なしに商標登録を出願した場合、商標公募展審査委員が公募作を商標登録出願した場合、コンサルティング等の業務途中に知った他人の商標を出願した場合等の例を挙げることができる。また、他人の相当な投資や努力により築き上げた成果等を登録受けた場合、正当な権原者の許諾なしには使用できないようにした。また、正当な権原者が不当な商標登録を取り消すことができるように規定を新設した。

3) 不使用取消審判の請求人適格の拡大

韓国は商標の使用事実の有無を問わず、先に出願した者が商標登録できる「先出願主義」を採択しており、これにより発生する問題点を補完するために部分的に商標使用主義の要素を導入している。そのうちの一つが3年間使用した実績がない商標については、その登録を取り消すことができる審判請求制度である。現在はこのような不使用取消審判の請求人を利害関係者に限定していることから、先出願主義を悪用して不当な商標を先占している商標ブローカの不使用登録商標を積極的に解消できない状況である。

従って、不使用取消審判の請求人適格を「何人」に拡大し、不使用取消審判の請求日から3ヶ月以内に使用した行為については、取消を逃れるための名目的な使用とみなして商標使用の実績として認めず、不使用取消審判が確定されればその審判の請求日から遡及して権利が消滅される規定の商標法全面改正案を策定し、現在国会の産業通商資源委員会において係留中である。

同改正案が施行されれば、不当な商標登録により金銭的な利益を追求し、善意の商

標使用者に被害を及ぼす商標ブローカの行為を積極的に解消でき、真正な商標登録者が商標を出願して登録が受けられる文化が定着し、公正かつ合理的な商標制度の設定にも大きく寄与する見通しである。

ハ. 被害申告サイトの運営等により商標ブローカ根絶に向けて国民キャンペーンを展開

1) 商標ブローカ被害申告サイトの開設及び運営

商標ブローカの商標登録を防止するために法制度の改善等の多様な政策に取り組み、商標ブローカが既に登録した商標により善意の商標使用者が被害を受けないように防止するために2014年1月に被害申告サイトを開設した。サイト開設後の1年間で 177件の相談を実施しており、商標ブローカが登録を受けた商標であっても、「出願前から使用してきた場合は、登録商標との関係を問わず継続的に使用できる権限がある」という商標法の内容等について案内を行い、商標ブローカ被害防止に実質的に役立てている。

2) 多様な広報チャンネルを通じて商標ブローカ根絶について国民キャンペーンを展開

商標ブローカ行為に対する警戒心を高め、善意の商標使用者が不測の被害を受けないように、商標ブローカ行為の深刻性及び被害防止方策について国民に対しキャンペーンを展開した。ラジオキャンペーン、官公署電光板の公益公告、特許庁知的財産大展内の広報ブース設置、商標法改正案の内容についてブリーフィング、報道資料の配布、寄稿文の掲載・弁理士等の専門家集団に対する懇談会の開催等、多様なチャンネルを通じて積極的に広報を実施した。

＜図Ⅶ-2-3＞商標ブローカ根絶推進の広報活動

 <p>＜公共広告＞</p>	 <p>＜広報物の配布＞</p>	 <p>＜ブリーフィング＞</p>	 <p>＜懇談会の開催＞</p>
---	---	---	---

3. 評価及び発展方向

2014年に特許庁は、商標法等の関連法制度の改善、商標ブローカ出願商標に対する拒絶強化及び商標ブローカによる被害申告サイトの運営等、不公正な商標ブローカの行為を根絶するために統合的・全周期的な対策を講じて施行した。その結果、2014年末に実施した商標ブローカ根絶政策に対する認知度アンケート調査において67.5点を獲得した。この点数は、国政課題の中で創造経済に係る革新課題に対する平均的な認知度が48.8点であることを鑑みるとかなり高い点数であり、商標ブローカ根絶のための政策取組みが成果を収めていることがわかる指標である。また、ラジオキャンペーン、現場における広報ブース設置等の全方位的な広報は、単純に「商標ブローカの根絶」という非正常の正常化に対する課題内容についての広報に留まらず、商標ブローカに対し商標ブローカ出願誘因の減少を認知させて行為を抑制させることができ、また、善意の商標使用者に対しては予期せぬ被害予防のための商標権管理に役立つ等、その波及効果がかなり高いと評価された。

特許庁はこのような成果を基盤に商標ブローカ根絶に向けた政策を持続的に取組み、公正な商標秩序の確立に努める計画である。特に、職権による調査の強化を通じて不正目的の商標出願に対する厳格な審査を持続的に履行することによって、商標ブローカの商標登録を徹底的に防止でき、既に登録された商標ブローカの商標については、善意の被害者が発生しないよう不使用取消審判に対する制度の整備と、被害申告のサイトを運営する等の多様な政策に取り組む計画である。また、商標ブローカの商標出願行為そのもの自体を根絶させるために、特許庁の推進政策に対しても多様なチャンネルを通じて積極的に広報する計画である。

第3節 模倣品の安全強化

産業財産保護政策局 産業財産調査課 行政事務官 カン・ヒョンホ

1. 推進背景及び概要

「模倣品取締り」は、国務調整室が選定した非正常の正常化に対する2次課題の中の安全分野に該当するものであり、関税庁において取組んでいる不法輸入、食べ物と一緒に共同課題として選定された。「模倣品取締り」が安全に係わる非正常の正常化に対する課題に選定された背景は、模倣品が他人の商標権を許可なく使用し損害を与えるとともに、基準以下の品質により消費者の健康と安全を脅かす非正常的な不法慣行に該当するからである。

実際に2006年には、中国でたんぱく質のないニセ粉乳を食べて幼児13名が死亡し、200名余りの幼児の頭が奇形的に大きくなる大頭症の症状をみせた事件があり、国内でも2013年6月に、市内バスと大型トラックの重要部品であるベアリング等を偽造して流通しようとした模倣品流通業者が特許庁特別司法警察隊に検挙された。また、ソウル市では、2013年に摘発した衣類、お財布、ガバン等の一部の模倣品において、基準値の350倍を超える鉛と287倍に上るカリウムが発生し、さらに発ガン物質成分も一部検出される等、国内外の模倣品により国民安全が脅かされている実情である。

<図VII-2-4>安全に係わる模倣品流通及び取締り事例

<ul style="list-style-type: none"> ○基準値の数百倍重金属が含まれたニセブランド(2013年8月MBC放映) ○国内最大のニセ医薬品販売業者を検挙(2013年11月、KBS, MBN, TV朝鮮等で報道) 		
---	--	---

2. 主要内容及び成果

「模倣品の安全強化」の課題についての主要内容は、第一に、国民健康・安全に係

る模倣品に対する規格捜査等の取締りを強化して模倣品の流通の根絶し、第二に、オンラインにおいて取引される模倣品を常時にモニターリングして安全に係る模倣品の販売サイトを閉鎖する等のオンライン不法模倣品の取引きを遮断し、最後に警察庁等の模倣品取締り機関、模倣品により被害を受けた商標権者及び模倣品流通が多いオンライン運營業社等でなる民・官協力体系を構築して模倣品の流通という非正常的な状況を正常にすることである。

イ. 企画捜査等により模倣品取締り強化

特許庁は模倣品による消費者の安全を脅かす要素を遮断するために、2014年に取締り方向を「国民の健康及び安全に係る品目の企画捜査」に定め、該当模倣品を製造・流通・販売する事犯の取締りを強化してきた。このような活動の結果、2014年の企画捜査の実績は前年度に比べ大きく増加をみせ、企画捜査による模倣品の押収部品が100万物品を超え、国内における模倣品の流通根絶に寄与した。

<表Ⅶ-2-6> 2014年の模倣品取締り実績

区分	2012	2013	2014
刑事立件(名)	302	376	430
(企画捜査)	(33)	(56)	(86)
押収部品(物品)	131,599	822,370	1,114,192
(企画捜査)	(88,539)	(764,558)	(1,081,370)

特に、安全と直接繋がる模倣品の企画取締りを行い模倣品68万件余りの物品を押収する等、国民の安全を脅かす要素の解消に寄与でき、このような取締りの事例をマスコミを通じて広く広報することにより模倣品の危害性と不法性に対する国民の認識を高めた。

安全に係わる模倣品の主要取締り事例としては、ニセ自動車部品、ニセカメラバッテリー等がある。2014年1月から自動車ベアリング、テンショナー等の海外の有名自

自動車部品に関連する登録商標を盗用して製造・販売した業者を連続して検挙した。2014年7月には、海外有名商標を付着したニセカメラのバッテリーを販売した業者2名を検挙したが、該当の模倣品は正規品より発火及び爆発の危険が大きく、ややもすると大きな事故に繋がるのが分かった。また、最近ではニセ医薬品、有害物質が含まれる生活必需品等を取締る等、模倣品取締りのために最善を尽くしている。

<図Ⅶ-2-5> 特許庁で取締った主な安全に係わる模倣品



<ニセ自動車部品>

<ニセカメラバッテリー>

<ニセ医薬品>

ロ. オンライン上の模倣品取締り強化

最近、オンラインを通じた商品の流通が増加し、模倣品の取引も急増している。2014年に特許庁で受付けた模倣品申告件数は全体で3,056件であり、このうちのオンラインで取引された模倣品の申告件数は2,895件で、全体申告件数の約95%を占める。特許庁は非正常の正常化に対する課題遂行の一環としてオンラインにおいて取引された模倣品の取締りのために24時間常時のモニターリング体系を稼動しており、模倣品を販売したサイトや掲示物を発見した場合には該当サイトの閉鎖し掲示物は販売中止させている。

<表Ⅶ-2-7> 2014年のオンラインの模倣品取締り実績

(単位：件)

区分	2009	2010	2011	2012	2013	2014
オープンマーケット販売中止	144	2,890	3,566	4,256	4,422	5,348
個人ショッピングモール閉鎖	-	207	364	505	828	454

計	144	3,097	3,930	4,761	5,250	5,802
---	-----	-------	-------	-------	-------	-------

ハ. 官・民の模倣品取締り体系の強化

特許庁は模倣品の流通根絶のために、警察庁、自治体等の関連機関と協力して地域別の模倣品常習販売地域を対象に合同取締りを実施してきた。2014年にはソウル地域の模倣品常習販売地域である東大門、イテウォン等の観光特別区域と大邱、釜山等の大規模の伝統市場を中心に、特許庁の主導で政府合同で取締りを実施した。

一方、2014年5月には国内外の主要商標権保有企業と、オープンマーケット、ポータル会社等のオンライン運營業社で構成される「模倣品流通防止協議会」を発足させ、模倣品の流通根絶活動を支援し、官・民の模倣品協力体系を構築した。

<図VII-2-6> 模倣品合同取締り及び模倣品流通防止協議会の活動



<模倣品合同取締り>

<協議会発足式>

ニ. 国民に対する広報

これまで特許庁は各種イベント、キャンペーン、ポスター及び広報動画の製作、広報物の配布等を通じて模倣品の安全強化に対する取組み状況を積極的に広報し、模倣品の企画捜査の結果をマスコミに報道して模倣品に対する弊害及び不法性、模倣品が我々の安全にまで脅かしていることを広く知らせることによって模倣品に対する国民の認識を高め、模倣品流通行為の根絶に大きく寄与した。

＜図Ⅶ－2－7＞模倣品の安全強化取組み広報活動



3. 評価及び発展方向

特許庁は国民健康及び安全と係わる模倣品の企画捜査を積極的に取組み、オンライン取引模倣品取締りのために24時間常時にモニタリングを行った。また、模倣品関連機関との合同取締りや民間との模倣品取締り協力を行う等、非正常の正常化に対する課題を積極的に実施した。

その結果、2014年2月に実施した模倣品に対する消費者の認識度調査(調査機関：(株)プレイングローバル)において、2013年の68点に比べ2.8%上昇した69.9点を受け、模倣品の不法性と弊害に対する認識を高める成果を収め、模倣品の流通改善程度(調査機関：イノベーションリサーチ)もまた、2013年の65点から2014年は66.7点を受け2.6%の上昇となり、特許庁の「模倣品流通根絶」に対する努力が可視的となり効果的な成果を収めた。

これからも特許庁は、安全と関連した模倣品取締りの強化を継続して取組んで行くとともに、国民生活に影響力が大きい模倣品に対する企画取締りと、国内ブランドの保護のためにも努める計画である。また、模倣品に対する認識向上の活動を持続的に取組み、模倣品が高価な海外ブランドの代替財ではなく、模倣品の購入が高価な有名ブランドの正規品を購入することに比べ合理的であるという間違った認識を正し、国民に対し模倣品は消費者の健康と安全まで脅かす単なる「ニセモノ」にすぎないという認識を拡散させることに努めていく計画である。

また、オンラインを通じた模倣品の流通が急増している中、これを根絶するために

オンラインサイトの閉鎖及び販売中止に止まらず、オンライン販売者に対する処罰も強化する予定であり、警察庁、関税庁、自治体など模倣品取締り関係機関との協力の下で常時の取締り体制を構築する計画である。

第3章 政府3.0の取り組み

第1節 概観

企画調整官 創造行政担当官 技術書記官 チョン・ジンオク

1. 推進背景及び概要

韓国は由来のない早い経済成長を築きあげ、2010年には世界7大輸出国として発展した。2012年には2050クラブに参入する国となったが、高齢化による老後の不安、青年の就職難、中央行政機関の地方移転による統合的な行政能力の分散等により重大な国政懸案が山積みとなって、国民が感じる幸福体感指数は早い経済成長ほど高く示されなかった。

政府はこのような問題を解決するため、2012年7月に国政運営の新しいパラダイムとして「国家中心から国民中心に」公共サービスを提供する政府3.0構想を発表した。民間の意見収斂及び検討を経て2013年5月に政府3.0の推進基本計画を策定、2013年6月にビジョン宣布式を行い、政府3.0の取り組みを本格化した。

政府3.0とは、政府が保有する公共情報を開放し積極的に国民と共有することであり、政府省庁間の疎通を遮る仕切りを取り払い、互いに疎通と協力を行うことにより国政課題に対する推進動力を確保することである。また、国民に対しオーダーメイド型サービスを提供するとともに、職場づくりと創造経済を支援する新しい政府運営のパラダイムを意味する。

また、政府3.0が追求する価値は、①公共情報の開放と共有により政府の透明性と信頼性の向上を目指し、政府と国民間の円滑な意思疎通と協力を拡大、②国民の各個人の便宜と幸福に焦点を合わせ、オーダーメイド型サービスを提供、③民間の創意と活力増進に向け革新環境づくりを支援、④効率的に働く統合型政府運営のため、省庁間の仕切りを取り払う、⑤民間の能動的な参加を誘導するプラットフォームの政府を構成することである。

＜表Ⅶ－3－1＞政府運営パラダイム変化の方向

区分	政府 1.0	政府 2.0	政府 3.0
運営方向	政府中心	国民中心	国民の各個人が中心
革新価値	効率性	民主性	拡張された民主性
参加	官が主導・動員方式	制限された公開・参加	能動的公開・参加、開放・共有・疎通・協力
行政サービス	一方向提供	両方向提供	両方向・オーダーメイド型提供
手段(チャンネル)	直接訪問	インターネット	無線インターネット、スマートモバイル等

このような政府運営パラダイムの変化に伴い、創意的なアイデア・技術革新・知的財産によって持続的な成長を成し遂げる時代が到来した。特許庁は政策環境の変化及び時代の流れに合わせ、特許庁の政府 3.0 の実行計画を策定して創造経済(CREATIVE ECONOMY)を牽引する「特許庁の政府 3.0」を本格的にスタートさせた。

2. 推進内容及び成果

特許庁の政府 3.0 は、疎通する透明な政府・仕事ができる有能な政府・国民中心のサービス、政府具現を推進戦略とし、仕事のプロセス革新と変化の管理を行い推進管理体制を構築した。

イ. 疎通により透明な政府具現

透明な政府具現に向けて、まず国民が希望する事前情報を公表して局長級以上の文書に対する非公開情報目録を含む原文情報公開率を高めた。具体的には情報公開ポータル([WWW.OPEN.GO.KR](http://www.open.go.kr))に掲示された事前情報公表数は 307 件であり、特許行政モニター等を通じて国民の意見収斂の過程を経て、国民が知りたい新規情報の発掘(商標

権利消滅に係る予告目録等の13件発掘」と、既存の公表情報品質の改善(政府 R&D 特許技術動向調査事業のアップデート等7通りを改善)を行い、2014年の局長級以上の決済文書の原文情報公開率は48.9%となり、中央省庁の平均割合である32.6%を上回った。

また、高価値・高需要の知的財産情報を民間に開放して民間需要基盤の知的財産情報開放ロードマップを構築し、段階別に民間活用支援に取り組むことによって、知的財産に対する民間活用の強化を通じて透明な政府具現に取り組んできた。一例として、特許分析専門企業である広開土研究所は、特許庁から提供を受けた高価値・高需要の海外特許情報 DB と研究所内部で構築したデータを連結して特許価値分析サービスを開発した。これにより内部 DB 構築運営費用の節減(100 百万ウォン→7.3 百万ウォン)及び売上高の増大(2012 年：5 億ウォン→2014 年 10 月：9 億ウォン)という成果を収めた。

ロ. 仕事ができる有能な政府の実現

優秀な特許を保有しながらも有形資産が不足している中小企業が、不動産等の物的担保がなくても必要な資金の調達ができるよう、特許庁及び韓国発明振興会が信用保証基金と「IP 金融活性化支援のための業務協約書」を締結した。特許庁は、IP 金融取組みのために IP に対する担保設定ができるよう関係省庁との協議を行い、「動産・債権等の担保に関する法律」を改正して信頼性のある特許分析評価システム(SMART³)⁵⁴を開発した後、信用保証基金の企業評価システムと連結させ、機関間の情報共有及びシステム連携統合に取り組んだ。

また、特許庁と大法院の法院行政処間の協議チャンネルを構築して、特許庁の検索システム(KIPO-NET)と大法院総合法律情報サービス(COURTNET)を連結して、大法院が保有する最近の判例及び未刊行判決等1の5万件の情報をインターネット網を利用し

⁵⁴ 特許分析評価システム SMART3 : System to Measure, Analyze and Rate patent Technology) : オンライン特許分析評価システムで、分析対象の特許登録番号を入力すると、権利性、技術性及び活用性についてリアルタイム、低費用(1件当たり5万ウォン)で分析、評価の結果を提供するシステム

て特許庁の全職員が便利に利用できるようにしたことにより、審判品質の向上(特許法院提訴率⁵⁵減少：2013年15.3%→2014年14.5%)及び審判処理期間の短縮⁵⁶(2013年5.4ヶ月→2014年5.1ヶ月)に一助する成果を収めた。

ハ. 国民オーダーメイド型サービスを提供する政府の実現

企業競争力の基盤である高品質の知的財産権創出支援に向けて、企業の意見収斂等を通じて企業の立場における審査制度の改善(一括審査制度⁵⁷、Positive 審査制度⁵⁸、Multi-Track 審査制度⁵⁹導入)を行う等、企業戦略に合わせたオーダーメイド型特許審査サービスを先制的・積極的に設計・具現した。

また、首都圏に居住する審判当事者及び代理人の時間及び費用負担による不便を解消するため、顧客指向の遠隔映像口述審理サービスを導入し、これをオーダーメイド型に設計・具現した。そして地域の有望な中小企業向けに企業のIP能力に基づいてIP Start-up → IP Scale-up → IP Star に繋がる成長段階別のオーダーメイド型知的財産権サービスを提供するIPスター企業育成事業に取組み、2013年に比べ受惠企業の特許出願が40%p増加でき、売上高も30%p、効用率も8%pが増加する成果を収めた。

ニ. 仕事のプロセス革新及び変化管理

1) 仕事のプロセス革新

⁵⁵ 特許法院の提訴率：特許庁の審判結果について不服し上級審である特許法院に訴訟を提起する割合で、審判の品質を示す代表的な指標に該当する。

⁵⁶ 法院の侵害訴訟と類似な手続きで行われる権利範囲確認審判の処理期間を意味する。

⁵⁷ 一括審査制度：一つの製品に関する特許・商標・デザイン出願等のついて出願人が希望する時点に一括して合わせて審査する制度

⁵⁸ Positive 審査制度：審査着手時の補正方向を提示し、審査着手前に面談により出願人と審査官が審査情報を共有する予備審査等の制度

⁵⁹ Multi-Track 審査制度：顧客が希望する時点で審査着手ができるように、早い審査、一般審査及び遅い審査の3-trackを提供する制度

特許庁の政府 3.0 の精神に基づいて仕事のプロセスを革新するため、特許出願件に対する登録又は拒絶理由のみ通報していた政府中心の審査サービス(特許審査 1.0)と、審査処理期間の短縮だけに重点を置いた両方向審査サービス(特許審査 2.0)から、さらに、国民の疎通・オーダーメイド型・正確な特許審査サービスを提供する「特許審査 3.0⁶⁰」に取組んだ。

また、特許庁構成員の役職に対し要求される役割と能力に応じた需要者別の内在化教育プログラムを年中運営するとともに、内在化拡散のために「革新リーダー⁶¹」を選抜して仕事のプロセス革新の主体としての育成に集中的に取り組む、特許行政モニター団、請願制度改善の協議会、顧客の提案公募、国民苦情窓口、現場訪問・懇談会等を実施し、特許庁の政策立案 - 執行 - 評価のサイクルの全過程にわたり顧客の意見(VOC)を反映させた。

2) 変化管理

特許庁の政府 3.0 の取組みに伴う変化管理のため、省庁における共通評価及び機関長の定性評価に政府 3.0 等の国政課題についての推進実績を反映し、「特許庁の人事運営規定」、「特許庁の成果評価に関する規定」等を改正して、特別昇進が可能な要件に政府 3.0 等の政府レベルの国政課題及び協業課題遂行が優れた者を追加して制度を整備した。

また、政府 3.0 を一般大衆に広報するため、月平均約 22,000 件の特許登録査定書等の特許行政文書に政府 3.0 のロゴを入れて国民へ発送する通知書を活用して広報を行い、ウエットティッシュ・風船・お年玉袋等の記念品を活用して広報、ソウル・釜山の地下鉄等の交通手段を活用した広報、屋外広告版・バナー・モニター等の設置物を活用した広報、You Tube 等のオンライン広報、刊行物を活用した広報等で政府 3.0

⁶⁰ 審査着手前に一括審査・予備審査・開かれた審査を実施、審査着時に補正方向の提示・協議審査等を実施

⁶¹ 革新リーダー：働くプロセス革新のために課別(75課)に選抜した開放性・協力性・問題解決能力が優れた実務者(4.5級～6級)を特許庁の革新主体に育成

拡散に努め、このような特許庁の政府 3.0 の広報成果について行政自治部の創造政府組織室長が BH に報告した。

そして、特許庁の政府 3.0 の事業別取組み成果を広報するため、特許庁は対内的には行政自治部及び雇用部と協業を伴い、2014 年 10 月に文化日報に政府 3.0 の企画報道を利用したマスコミによる広報も実施した。対外的には 2014 年 9 月に開かれた WIPO 総会と 2014 年 11 月に開かれた OECD 特許統計会議において、特許庁政府 3.0 の取組み成果を広報した。

一方、2014 年 7 月に省庁全体において初めて特許庁及び傘下機関を対象に、政府 3.0 の競合大会を開催して計 30 件の事例を発掘し、省庁機関間の協業を通じて創造金融の環境造成等の 5 つの課題を優秀事例に選定し褒賞した。特許庁政府 3.0 の取組み成果、民間の特許情報活用事例等を共有することによって、政府 3.0 BOOM-UP を達成した。

3. 評価及び発展方向

政府 3.0 の取組み戦略である透明な政府・有能な政府・サービス政府の具現と仕事のプロセス革新及び変化管理に取組み政府 3.0 の概念を定立し、各種知的財産サービスと政策を国民オーダーメイド型サービス体系へと転換する成果を創出した。

しかし、このような成果にも係わらず、政府 3.0 によるサービス変化についての国民感覚は高くなく、2014 年 7 月に政府 3.0 推進委員会の発足後、民間委員が中心となって学界・企業・関係機関等の意見を収斂した後、推進委員会は 2014 年 9 月にアップグレードした政府 3.0 の発展計画を提示され、政府 3.0 の内在化に向け中・長期の政府 3.0 実行計画の構築が必要となった。

これを受けて特許庁の政府 3.0 の中・長期実行計画は、まず先に、国民のオーダーメイド型サービスによる政府具現のため、政府提案 - 国民確認方式のサービス導入と IP 金融支援拡大等を行い、死角地帯をなくして国民中心のオーダーメイド型ワンス

トップサービスを提供し、国民デザイン団の構成等によって国民が参与できる IP サービスプロセスに取り組む計画である。

その次に、仕事ができる有能な政府具現のため、傘下機関のクラウド基盤環境の拡大によりクラウド基盤のスマートワーキングを活性化させ、協業強化を図ることにより効率的・融合的な行政に取り組み、客観的データ基盤の特許戦略青写真事業の改編等により科学的な IP 政策の活用性を高める計画である。

国民に信頼を与える透明な政府具現のため、国民が能動的に分析・活用可能な基盤情報及び高価値・高需要の IP 情報を先導的に開放し、民間・公共共存の環境づくりのための「特許庁 IP データの対外提供指針」を制定し施行する計画である。

さらに、このようなサービス政府・有能な政府・透明な政府具現のため、疎通と共感の成果管理 3.0 を作成して創意的な公職文化を造成するための競合大会等を実施し、政府 3.0 拡散のための革新能力の強化を実施する等の変化管理も一緒に取り組む計画である。

<図VII-3-1>特許庁の中長期政府3.0実行計画のロードマップ



第2節 KIPRIS^{plus}による公共データの開放・活用・拡散

情報顧客支援局 情報活用チーム 行政事務官 イ・ドンサム
行政事務官 イム・ヒョンソン

1. 推進背景及び概要

国内外の公共データ開放政策により活用価値が高い知的財産データについての民間への開放要求がますます増加しており、産業的な波及効果が高い未来戦略産業として知的財産に係る情報産業が注目されている。

しかし、国内の知的財産情報産業は成長初期段階に止まっており、企業の特許戦略の策定、特許紛争の対応等の活用価値が高い特許情報に関する民間への開放需要は増加しつつあるが、これまでの特許情報開放の努力は供給者中心の特許情報DBの開放、短編的な民間活用支援等に止まっており民間活用に限界があった。

これを受けて特許庁では、知的財産情報の生産・普及から活用・流通までの全周期にわたる支援を行い、知的財産情報の民間活用強化と市場活性化を図るために民間の需要に基盤を置いた特許情報開放ロードマップを構築(開放インフラの高度化及び意見収斂の体系)し、特許情報の商品開発から創業、マーケティング・広報に至るまで段階別に民間活用支援政策に取り組んでいる。

2. 主要内容と成果

イ. 計画策定及び開放インフラの整備

特許庁はまず先に、民間需要基盤の特許情報開放・段階別に民間活用支援のための総合計画を策定(2014年3月)し、特許情報の開放・流通ポータル(KIPRIS^{plus})を利用して出願人の代表名等の民間の需要及び波及効果が大きい特許情報を優先して開放している。

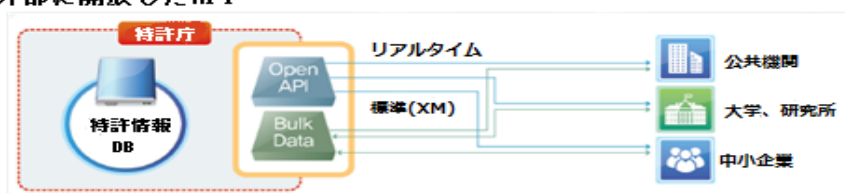
効果的な特許情報開放のために特許庁の「公共データ提供に関する規定(訓令第768号)」を設定(2014年6月)して関連法・制度を整備した。国民への提供用の特許データの拡大及び創業・中小企業の手数料負担緩和のために手数料の告示を改正*(2014年11月)した。

*(2013年) 41種のOpen API購買費用3,711万ウォン→(2014年)45種のOpen API購買費用249万ウォン

<図VII-3-2> KIPRIS^{Plus} (PLUS. KIPRIS. OR. KR) の概要

(概念) 特許情報を効率的に国民に提供するためにOpen API及びBulk提供方式*を採択した特許情報提供のサービス

***Open API (APPLICATION PROGRAMMING INTERFACE) : 不特定多数の利用者が応用プログラムを簡単に便利に開発・活用できるように外部に開放したAPI**



(提供商品) : (2013年) 41種のOpen API、27種のBulkデータの提供 → (2014年) 45種のAPI、35種のBulk
***特許、実用新案、商標、デザイン、海外特許(米、日、中、ヨーロッパ)、審判情報等**

ロ. 段階別に民間活用支援

政府3.0及び公共データの開放・活用政策の支援、特許情報の商品開発・流通・創業総合支援のために「KIPRIS^{Plus}」運営チームを「特許情報活用支援センター」に拡大改編(2014年6月)し、特許情報商品開発から商品テスト、創業、マーケティング、販売等の段階別な支援を行った。

特に、特許情報商品開発のために「KIPRIS^{Plus}」を活用した創業支援プログラムを構築し、2014年8月から創業支援者に特許情報DBを無償で支援した。

＜表Ⅶ－3－2＞KIPRIS^{Plus}を利用した創業支援プログラム

区分	IP情報商品の体験支援	優秀商品開発の支援
提供対象	IP情報の商品化のために体験を希望する個人及び法人	優秀商品に開発アイデアを有する個人及び法人（半期毎2社）
提供内容	Open API 商品全体に対し4ヶ月以内において無料で提供	優秀商品開発に必要な Bulk 及びOpen API 特許商品を1年間無料で提供

2014年8月には特許庁(特許情報院)－中小企業庁(創業振興院)間の協業により特許情報を活用したスタートアップ支援のためのMOUを締結した。国内外の特許情報イベント、フォーラム等において民間の特許情報商品の広報及びマーケティングの機会を提供した。

＜表Ⅶ－3－3＞IP情報活用環境造成のための民・官協力活動

イベント名（主管）	イベント概要	支援内容
IP情報使用者フォーラム	- 1000名余りの企業内特許情報専門家集団を中心に、新規情報の入手及び専門知識の交流の場を構成して運営（2013.4. に設立、四半期毎に運営）	- 特許情報商品についての専門家意見を提供
公共データ活用競合大会	- 未来部、安全行政部の主管により ICT 分野の創意的問題解決型の人材発掘及び就業連携のための公共・民間 DB融合の優秀アイデアを公募（2014.5.28～2014.6.23）	- 特許情報商品開発及び広報の支援
IP情報DB&ソリューション カンファレンス	- 特許庁主催、韓国知識財産サービス協会主催で、国内企業の特許情報サービス広報のためのカンファレンスで毎年開催（2014.6）	- 需要者のマッチング及び商品の広報
国際特許情報カンファレンス (PATINEX)	- 毎年国内外の最新特許情報を活用して付加価値創出のために国内外の企業戦略の共有及び展示広報ブースの運営等（2014.9）	- 特許情報商品展示ブース運営の支援

ハ．意見収斂体系の構築及び広報強化

特許庁は「特許情報使用者フォーラム」、「特許情報開放・活用の諮問委員会」等を設置し、VOC及び政策諮問を求め、機関長の現場訪問を行い、民間活用時の隘路事項についてのモニタリングのために積極的に取り組んでいる。

また、KIPRISPlusの韓国文・英文のウェブサイトを改編して利用者が便利に統合検索や照会ができるように図り、特許情報開放及び活用成果を機関長の寄稿、インタビュー、報道記事、全国25ヶ所の屋外広告版、地下鉄等を利用して広報を行い、市場活性化に努力した。

このような努力により知的財産情報の活用実績は、KIPRIS^{Plus}利用機関数が2013年の40機関から2014年は46機関（9公共機関、12企業、5大学等）の利用で15%増加し、データ利用件数も2012年の121百万件から2014年は178百万件（2014年10月基準）に47%増加した。

3. 評価及び発展方向

<図Ⅶ-3-3> KIPRIS^{Plus}による知的財産情報活用の実績



また、民間企業においてはKIPRIS^{Plus}と連動して特許情報商品の開発時に、企業別の開発費用（DB構築、人件費）を約7.3億ウォン（12企業で計87億ウォン）の節減でき、開発期間も2ヶ月も短縮する効果があった。費用節減は売上高の増加につながりKIPRIS^{Plus}を開通した2011年からの利用企業売上高及び雇用増加の動きを分析した結果

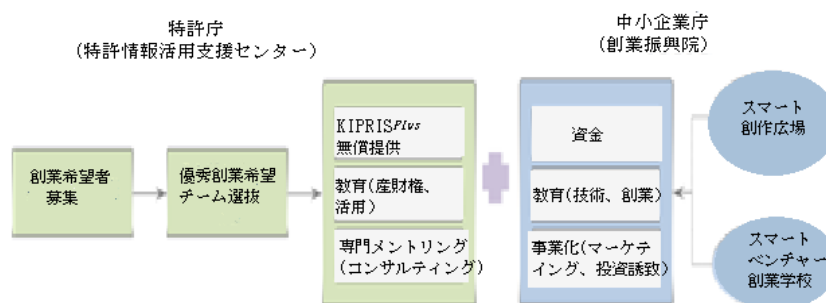
によると、KIPRIS^{Plus}を利用した6企業は特許情報商品開発等により前年対比の売上高が5%（2014年系432億ウォン）の増加をみせ、55名の新規雇用の創出が予想されるものと示された。また、2014年には特許情報サービスを基盤に2企業が新たに創業した。

特許庁は今後も政府3.0精神に符合する知的財産情報の開放・流通活性化のために多様な支援政策に取り組む予定である。

第一に、需要者中心の知的財産情報の開放・共有を持続的に拡大する。このために新規の産業財産権に係る情報商品を提供し、民間の新規商品の発掘を支援する計画である。また、国民の活用度の高いデータを発掘してOpen APIを開発してLOD⁶²基盤データの提供等のIP情報サービス提供方式の多変化に取り組む予定である。

第二に、IP情報サービス産業の競争力を強化するために努力する計画である。公共一民間の役割を定立して健康なデータ環境を造成し、特許庁（特許情報活用支援センター）⇔中小企業庁（創業振興院）間の政策協力をを行い、IP情報を活用したスタートアップ支援プログラムを運営する予定である。また、予備創業者にIPデータ・情報支援を無料で提供し、優秀IP情報商品の開発を誘導する等の創業支援プログラムを活性化させてIP情報サービス企業の育成のための創業及び事業化プログラムを発掘して支援する計画である。

<図VII-3-4>省庁間協力のスタートアップ

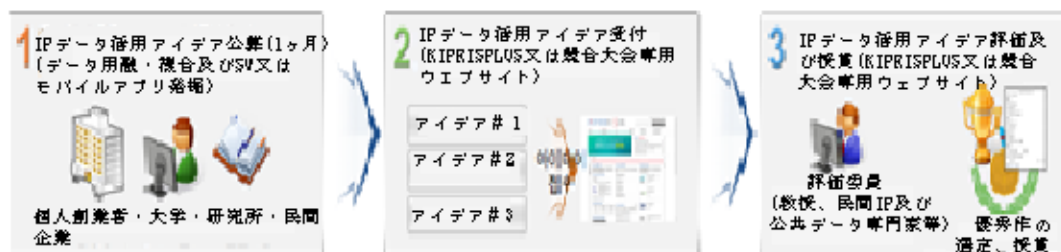


⁶² LOD(Linked Open Data):ウェブ上のデータを意味的に連結させて巨大なDBのように活用する技術

第三に、IP情報の認識向上のために広報活動を強化していく計画である。KIPRIS^{Plus}の活用度を高めるため、「IP情報商品カタログ及び分かりやすい利用方法」を製作して配布し、IP情報活用機関及び創造経済革新センターを対象に特許庁の公共データ活用体系 (OPEN API, LOD) について現場中心の活用教育及びコンサルティングを支援する予定である。

また、IP情報活用アイデアコンテストを開催してIP情報の商品化ブームを造成し、IP情報DB&訴ルーションコンファレンスを開催して潜在利用者の発掘のための現場中心の広報活動を強化していく計画である。

<図VII-3-5> IPデータ活用アイデアコンテストの手続き



第3節 映像口述審理を通じた国民向け特許行政サービスの改善

特許審判院 審判政策課 行政事務官 ヤン・スンラン

1. 推進背景及び概要

2014年4月に特許審判院は、ソウル及び首都圏等の遠距離に居住する審判当事者及び代理人の時間及び費用負担のような不便を解消する国民オーダーメイド型サービスを提供し、また、科学技術 ICT (INFORMATION AND COMMUNICATION TECHNOLOGY) を活用して創造経済に貢献する新しい政府運営のパラダイムに応じ「映像口述審理システム」を開通した。

口述審理制度は書面審理に比べ争点を早期に整理することができ、審判官及び当事者に事件の理解度を高めて迅速な審判処理と審判品質の向上に寄与するメリットがある。このようなメリットを積極的に活用するため、特許審判院では「遠隔映像口述審理」サービスを行い、政府3.0精神に基づいた国民と直接疎通する顧客オーダーメイド型サービスを提供することになった。

2. 主要内容及び成果

2006年に特許審判院は事件の争点を正確に判断し、当事者間で十分な説明の機会を与えるために口述審理制度を導入した。導入後に口述審理は一日平均3件以上が行われ、2013年には879件に上った。しかし、口述審理は審判当事者が直接大田市を訪れるか、審判部と速記士等の支援人員がソウルに移動しなければならない等の時間的、経済的な不便さがあった。そこで、これまで国民が行政機関を直接訪問しなければならない行政便宜サービスから脱皮し、科学技術を利用した「遠隔映像口述審理」サービスを導入することにより、国民に対し便利なサービスを提供することにより国民幸福の追求に寄与した。

口述審理制度を施行した以降も持続的に制度を改善していき、国民の参加を拡大したことにより審判当事者から好評を受けていたが、顧客の目線でさらに便利なサービスを提供するための働きかけが特許庁内部で起こり、ソウル事務所の審判廷と大田審判廷間の遠隔映像口述審理システムを構築すれば遠距離居住の当事者間で時間及び費用負担の不便が解消できることに着目した。

遠隔映像口述審理システム導入のため、大韓弁理士会、審判部、審判当事者等の対内外の顧客の意見を積極的に収斂し、鉄道公社、ソウル国際仲裁センター等に対する現場訪問、海外特許庁の状況調査等の事前調査を徹底的に行い、映像口述審理システム導入に対する妥当性を検討した。

2013年6月に本格的に遠隔映像口述審理システムの構築方を策定して映像会合システム構築の方向性、予算確保の方案等について論議した。7月からは遠隔映像口述審理試演会の開催と事業予算の確保、訓令改正等を行い、遠隔映像口述審理導入に対する準備活動を徹底して行った。

当事者、代理人の90%が主にソウル、京畿、大田に居住しているため、2014年4月に大田－ソウル間の遠隔映像口述審理システムを構築し、2014年10月から一般人の関心度が高く、映像による証拠物の確認及び争点の把握が容易な商標分野を優先して試験的に運営した。試験運営の結果、問題なく成功的に口述審理が行われることにより2014年10月からは特許・実用新案等の全分野に拡大して実施している。

<表Ⅶ-3-4>当事者及び代理人の分布(2013年口述審理参加者基準、計1,560名)

居住地	ソウル	京畿	大田	釜山	大邱	慶南	光州
割合	85.3%	3.5%	5.1%	1.7%	1.5%	0.3%	0.8%

<表Ⅶ-3-5>口述審理の開催件数

年度	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
件数	647	757	953	879	633(105)

*2014年：()は遠隔映像口述審理の開催件数

遠隔映像口述審理システムの構築により、審判当事者はわざわざソウルから大田まで訪れなければならない不便さがなくなり、映像で便利に口述審理を行うことができた。

また、実物画像機、TV モニター等の先端 IT 技術を活用してリアルタイムで質疑応答ができるようにし、音声、文書、イメージ、動画像等の多様な方法で資料の提示や便利に事件の争点を説明することができるようになった。

<図VII-3-6> 遠隔映像口述審理の審判廷

大田審判廷



ソウル審判廷



3. 評価及び発展方向

遠隔映像口述審理システムの開通により審判当事者の絶対多数の首都圏居住者の移動による不便を解消でき、1回当たり往復4時間、代理人2名、平均40万ウォンの経済的費用が節減できた。これによる経済的効果を分析してみると、当事者は約4,000時

間、3億ウォンの費用が節減、代理人は4,000時間と12億ウォンの機会費用が発生する効果があるものと評価された。

<図VII-3-7>遠隔映像口述審理システムの経済的効果

*当事者：4,000時間＝4時間×2名×500回(1年の口述審理目標回数)

3億＝旅費(5万ウォン×4名×500回＝1億)＋時間当たりの費用(5万ウォン×4時間×2名×500回＝2億)

*代理人：4,000時間＝4時間×2名×500回

12億＝30万ウォン(弁理士の時間当たり収益)×4時間×2名×500回

また、生業に従事する時間及び代理人費用等の経済的負担により口述審理に参加できなかった零細企業のような経済的弱者及び情報脆弱階層の口述心理に対する接近性が一層強化された。そして、ソウル審判廷に遠隔映像口述審理システムを構築することによって、出願、登録、審判等の特許関連業務をソウル事務所に一度だけ訪問すればワンストップで処理することができるようになった。

2014年に遠隔映像口述審理を利用した当事者及び代理人を対象に満足度調査を実施した結果、遠隔映像口述審理に対する満足度が95%以上でかなり高く示され、今後も遠隔映像口述審理を再度利用したいという回答の割合も98%に上った。

遠隔映像口述審理に対する国民の満足度が高く、ほとんどの回答者が遠隔映像口述審理を再度利用することを希望しているため、特許審判院では持続的な遠隔映像口述審理の活性化方を模索する予定であり、審理遅延による顧客の不満が発生しないように遠隔映像口述審理システムの障害に対する対策を講じるとともに、技術及び装備の持続的なアップグレードを行う計画である。

これからも特許審判院は韓国のITサービス技術を基盤に国家レベルでスマートワーク活性化政策に応じて創造経済実現の牽引車となるよう絶え間なく最善を尽くす予定である。

第4節 知的財産権基盤の金融サービス支援によるオーダーメイド型サービスの実施

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 チェ・ギョヨン

1. 推進背景及び概要

知的財産金融は、知的財産に対する価値評価を民間の金融技法と結合させ、優秀な特許と技術を有する中小企業に資金を支援することを意味する。知的財産金融により効果的な中小企業支援が行われるようにするためには、政府機関と資金支援の主体である金融機関のほか、資金需要者である中小・ベンチャー企業との円滑な疎通と協力によって「需要者オーダーメイド型の IP 金融サービス」が設計・具現されなければならない。

特許庁は、需要者オーダーメイド型 IP 金融サービスを支援するために金融圏と業務協約を締結し「IP 金融協議会」を構成して疎通と協力を強化を行い、中小企業との現場懇談会を持続的に開催して政策需要者の意見を政策に反映している。また、これにより IP 価値評価体系を構築、リスク分散体系の準備、ワンストップ金融サービスの支援資金の支援体系を定立する等、IP 金融の全段階にわたるインフラを整備して企業の成長段階における全周期別に資金の支援体系を準備した。

2. 主要内容及び成果

ベンチャー・中小企業が優秀な技術を有していながらも事業化にする資金がなく倒産する確立が高い段階を「死の段階 (Death Valley)」という。これは、政策資金は R&D 段階に、民間資金は事業化の検証後である成長・成熟段階に集中されており、資金需要と供給が一致しないから発生する。

韓国のベンチャー・中小企業は、創業・事業化段階において資金需要が徐々に増加するが、この時期は一般的にリスクが高いために民間から資金を調達することが容易

でない。中小企業が資金を調達する方法として、銀行の貸し出しが 98.7%、政策金融公社の貸し出しが 1.1%、投資等が 0.2%であるといわれているが、ほとんどが銀行の貸し出しで資金の供給を受けているのに対し⁶³、金融機関は貸し出し時に不動産の担保(37.1%)、純粋な信用(22.5%)、信用保証書(17.5%)等を要求しており⁶⁴、技術力中心の初期ベンチャー・中小企業は事業化の資金調達が難しい実情である。特許庁と貿易委員会が実施した「2013 年度の知的財産活動実態調査」結果においても中小企業の特許技術事業化の隘路事項のうち、資金不足 34.2%、人材不足 33.1%、マーケティング不足 9.4%、その他 1.0%であり、資金と関連した事項が最も大きな隘路事項として指摘されている。

知的財産金融は、既存の物的担保及び信用中心の金融慣行から、知的財産だけで中小企業に資金を支援する金融技法に変わるので、資金支援の主体となる金融圏の認識改善及び変化が優先的に要求される。このために、特許庁は金融機関と「IP 金融協議会」を持続的に開催し、IP 金融の活性化方案を共同で模索してきた。

特許庁は IP 金融協議会により市中銀行との疎通・協力増進を基に、ウリ銀行(2014年5月)、新韓銀行(2014年6月)、国民銀行(2014年9月)等と「知的財産金融活性化のための業務協約」を締結した。これにより産業銀行、企業銀行等の政策金融機関中心に取り組んできた IP 担保貸し出し協力モデルを市中銀行にまで拡大でき、IP 金融供給規模を拡大することにより中小企業の IP 金融に対する接近性を高める基盤が構築した。

特許庁は、IP 金融活性化政策により拡大された IP 金融支援がオーダーメイド型サービスによって効果的に中小企業に対し支援できるよう、政策需要者である優秀特許保有の中小・ベンチャー企業に持続的に意見を収斂し、現場中心の IP 金融政策及びサービスに取り組んでいる。中小企業の現場懇談会、IP スター企業の懇談会、知的財産経営企業家の現場懇談会等を開催して多様な中小企業の意見を IP 金融政策に反映できるようにし、また、知的財産評価費用支援事業の受惠企業懇談会において特許庁

⁶³ 中小企業の資金源を締め付ける銀行、韓国日報の記事(2014.3.24)

⁶⁴ 中小企業中央会、2013年度中小企業金融利用についての隘路実態調査の結果

の IP 金融支援政策に対する意見収斂を行い、制度及び政策の改善方策を模索している。

このような持続的な意見収斂及び還流を通じて特許庁は IP 金融の前段階にわたるインフラを構築し、IP 金融環境づくりのために努力している。

特許庁は信頼度の高い IP 価値評価の体系構築のために関係省庁間の協力を行い、「市場主導開放型の IP・技術の価値評価体制の構築方策」（2014 年 4 月）を策定した。また、韓国知識財産評価取引センターを設立（2014 年 1 月）して知的財産評価の専門性を高めた。2013 年には政策研究用役を実施して IP 価値評価モデルを開発し、これを産業銀行との協力で改善（2014 年 2 月～5 月）して市中銀行に普及した。また、金融圏の企業評価システムと特許分析評価システム（SMART³）を連携して金融機関が簡単かつ迅速に特許情報を検索して中小企業に対する貸し出し可否決定時にこれを活用できるようにした。

市中銀行の IP 担保貸し出しの参加を拡大するため、IP 金融協議会において議論された金融機関の意見を反映して担保貸し出しの不実が発生した際には、不実担保 IP を買い取る回収支援ファンドを造成し、市中銀行の危険負担分散体系をつくった。

<図Ⅶ-3-8> IP金融協議会の協議実績

- ▶（第 1 次、2013 年 12 月）2014 年度特許庁 IP 金融推進計画の紹介及び意見収集
- ▶（第 2 次、2014 年 2 月）IP 担保貸出協力モデルの市中銀行への拡大方策を議論
- ▶（第 3 次、2014 年 4 月）IP 担保貸出協力モデルのウリ銀行への拡大に向けた推進日程及び細部議論事項を協議
- ▶（第 4 次、6 月）IP 担保貸出協力モデルの新韓銀行への拡大に向けた推進日程及び細部議論事項を協議
- ▶（第 5 次、8 月）新韓銀行回収支援ファンドの具体的な構成方策を議論



このような努力によって 2014 年には、前年度に 212 企業に対し 759 億ウォンを金融支援した成果の 2 倍以上上回る 303 企業に 1,658 億ウォンの金融支援を行う成果を収めた。

内容面でも前年度までは IP 価値評価保証を中心に IP 金融が行われたが、2014 年度には保証の割合が減少し、新規事業の IP 担保貸し出しの割合が大幅に増加して 50%に上る割合を占めた。

＜表Ⅶ－3－6＞年度別のIP金融連携実績

(単位：社、億ウォン)

区分	2013 年			2014 年		
	IP 価値 評価保証	IP 担保 貸し出し	IP 価値評価 連携投資	IP 価値 評価保証	IP 担保 貸し出し	IP 価値評価 連携投資
企業数	190	15	7	149	150	4
割合	89.6%	7.1%	3.3%	49.2%	49.5%	1.3%
連携金額	407	169	183	359	1,116	183
割合	53.6%	22.3%	24.1%	21.7%	67.3%	11.0%

3. 評価及び発展方向

特許庁は、知的財産価値評価により金融支援が受けられる企業を拡大するために、韓国知識財産評価センターを開所した。企業銀行の IP 担保貸し出し商品の市販支援、市中銀行と IP 金融活性化のための業務協約の締結、IP 金融協議会及び IP 投資機関協議会等の金融圏との疎通強化等の多様な政策に積極的に取り組んだ。

2014 年度のこのような努力を基盤に、2015 年度は市中銀行において IP 担保貸し出し商品が本格的に市販できるよう回収支援ファンドを追加として造成し、市中銀行の IP 担保貸し出しに対する知的財産価値評価の費用支援をスタートさせる予定である。

また、2014年12月に発明振興事業運営要領を改正により、新規IP価値評価機関指定に対する参入障壁として作用してきた「過去3年間の評価実績」関連項目を削除し、IP金融の基礎となる価値評価を遂行できる評価機関を民間機関にまで拡大する計画である。そして、中小企業がIP投資、IP流動化等の多様な形態でIPを基盤に資金を調達できるよう、民間中心のIP金融システムを持続的に構築していく計画である。